

○国土交通省告示第百十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年一月十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		別表		改正後
二 建築物の外部		(略)		
(土)	(十) (五)			
外 壁		(略)		
外装仕上げ材等		(イ) 調査項目	(ロ) 調査方法	
タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等の劣化及び損傷の状況		(ハ) 判定基準		
開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であつて、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含				
外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。				
		別表		改正前
二 建築物の外部		(略)		
(土)	(十) (五)			
外 壁		(略)		
外装仕上げ材等		(イ) 調査項目	(ロ) 調査方法	
タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等の劣化及び損傷の状況		(ハ) 判定基準		
開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分には必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合				
外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。				

む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合には、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。）以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診

にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加える

等を実施した
後十年を超え、
最初に実施する
定期調査等
にあつては、
全面打診等
により確認
する（三年
以内に実施
された全面
打診等の結
果を確認す
る場合、三
年以内に外
壁改修等が
行われるこ
とが確実な
りである場
合又は別途
歩行者等の
安全を確保
するための
対策を講じ
ている場合
を除く。）。

おそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合は、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。

五 避 難 施 設 等			(略)	(大) (五)	(五) (三)	(略)
(五)	(五) (三)	(略)				
階 段			(略)	(略)	(略)	(略)
階 段						
階 段 各 部 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況			(略)	(略)	(略)	(略)
目 視、 触 診、 設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。						
モ ル タ ル 等 の 仕 上 げ 材 に ひ び 割 れ が あ る こ と、 鋼 材 に 錆 又 は 腐 食 が あ る こ と、 木 材 に 腐 朽、 損 傷 又 は 虫 害 が あ る こ と、 防 水 層 に 損 傷 が あ る こ と 等 に よ り 安 全 上 支 障 が 生 ず る こ と が あ る こ と			(略)	(略)	(略)	(略)

五 避 難 施 設 等			(略)	(大) (五)	(五) (三)	(略)
(五)	(五) (三)	(略)				
階 段			(略)	(略)	(略)	(略)
階 段						
階 段 各 部 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況			(略)	(略)	(略)	(略)
目 視 に よ り 確 認 す る。						
歩 行 上 支 障 が あ る ひ び 割 れ、 錆、 腐 食 等 が あ る こ と。			(略)	(略)	(略)	(略)

(略)		
	(略)	(三) (六)
	(略)	
		と又は安全上支障が生じていること。

(略)		
	(略)	(三) (六)
	(略)	

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の五の項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。